

## 大阪狭山市養育支援訪問事業に係る訪問支援業務 仕様書

### 1 件名

大阪狭山市養育支援訪問事業に係る訪問支援業務

### 2 目的

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等をおこなうことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保することを目的とする。

### 3 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

### 4 履行場所

利用者の居宅

### 5 対象世帯

大阪狭山市(以下「市」という。)に居住する者のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 若年、若しくは妊婦健康診査未受診の妊婦がいる又は望まない妊娠等の理由により、妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする世帯
- (2) 出産後間もない時期(おおむね1年程度)の養育者が、育児ストレス、産後うつ状態、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して強い不安や孤立感等を抱える世帯
- (3) 食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある又は虐待のおそれやそのリスクを抱える等の理由により、特に支援が必要と認められる世帯
- (4) 児童養護施設等の退所又は里親委託の終了により、児童が復帰した後の家庭
- (5) その他市長が訪問による支援が必要と認める世帯

### 6 事業実施日・時間等

#### (1) 実施日

月曜日から金曜日(ただし、祝日及び12月29日から翌年1月3日までの日は除く)

#### (2) 実施時間

午前9時から午後5時30分までの間で、原則1日当たり31分以上2時間以内とする。

### 7 委託業務の内容

#### (1) 業務内容について

- ・訪問支援者(以下「支援者」という。)の派遣に関する事
- ・サービスの提供及びサービスの利用回数の管理に関する事
- ・委託事業に関する書類の作成及び提出に関する事
- ・上記に掲げるもののほか、サービスの実施に必要な業務に関する事

(2) サービスの内容について

支援者を対象世帯の居宅等に派遣し、次の各号に掲げる内容を実施する。

- ① 妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭等に対する安定した妊娠出産・育児を迎えるための相談・支援
- ② 出産後間もない時期（概ね1年程度）の養育者に対する育児不安の解消や養育技術の提供等のための相談・支援
- ③ 不適切な養育状態にある家庭など、虐待のおそれやそのリスクを抱える家庭に対する養育環境の維持・改善や児童の発達保障等のための相談・支援
- ④ 児童養護施設等の退所又は里親委託の終了により児童が復帰した後の家庭に対して家庭復帰が適切に行われるための相談・支援

サービスの内容例

実施可	実施不可
<ul style="list-style-type: none"><li>● 相談の傾聴</li><li>● 身体的・精神的な健康に関する相談対応、指導</li><li>● 育児に関する相談対応、指導</li><li>● 育児手技の指導</li><li>● 栄養指導</li><li>● (必要時) 服薬の指導</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 医療的な処置</li><li>● 子どもを預かること</li><li>● 感染症にり患もしくはそのおそれのある者に対する看護</li></ul>

(3) サービスの提供を行わない場合について

次に掲げる場合は、サービスは行わない。

- ① 保護者が不在のとき
- ② 利用者世帯の中で、感染症にり患もしくはそのおそれのある者がいるとき

8 履行上の条件等

(1) 基本事項

- ① 大阪狭山市養育支援訪問事業実施要綱及び関係法令を遵守すること
- ② 個人情報を取り扱う重要性を十分に認識し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守すること
- ③ 本業務に関わるものは、従事中に知り得た利用者の個人情報について、漏えいまたは盗用してはならず、その職を退いた後も同様とすること
- ④ 本業務の実施にあたり、人権を侵害することのないよう留意すること
- ⑤ 本業務に係る傷害保険・賠償責任保険等に参加し、利用者に対する支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこと

(2) 実施体制

① 支援者について

派遣する支援者の要件は次のすべての要件を満たした者とする。

ア 保健師、助産師、看護師、保育士、児童指導員等、いずれかの資格を所有する者

イ 市長が指定する研修を受講した者（一部別の研修で代替できると市長が判断した者を除く。）

ウ 次の欠格事由のいずれにも該当しない者

A 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

B 児童福祉法（昭和22年法律第164号）、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）及び児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第35条の5各号に掲げる法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

C 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待又は児童福祉法第33条の10に規定する被措置児童等虐待を行った者

② 支援者は地域の母子保健施策・子育て支援施策等の情報提供のため、子育て支援関係機関及び地域における子育て支援活動等との連携を図るよう努めること。

③ 支援者は、健康管理に細心の注意を払い、サービスを行う前に体調チェック等を行うこととする。

### (3) 事故発生時の対応

受託者はサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市に連絡及び報告を行うとともに、必要な措置を講ずることとする。

### (4) トラブルの対応

受託者は支援の提供により生じた苦情・トラブルについての対応は、受託者側で責任をもって行い、その内容については市に口頭連絡及び書面にて報告を行うこととする。

### (5) 利用者との日時の調整等

受託者と利用者にて日時を決定するものとする。また、日時の変更やキャンセル等についても、利用者からの連絡をもって行うこととする。

### (6) 利用者との支援内容の調整

受託者と利用者にて支援の実施前に支援内容について調整し、支援内容を決定するものとする。

### (7) 人員の確保

受託者は、派遣予定の支援員が疾病等により支援が困難な場合は、代替の支援員を派遣することにも努めることとする。

### (8) 関係書類の保存

受託者は、業務に関する書類を整備し、業務完了後5年間保存しなければならない。

## 9 委託料

次に掲げる基準に基づき、委託料を算出し、履行月の翌月10日（土・日・祝日の場合は翌開庁日）までに、1か月分を取りまとめ、必要な書類の提出により市に請求するものとする。

・訪問1回あたり 8,000円（交通費込）

・キャンセル料 1,000円

※キャンセル料は、利用日の前日（土日、祝日、年末年始を除く。）午後5時までに連絡がなく、キャンセルした場合の1回あたりの金額とする。

## 10 実施報告等

### (1) 定期報告

受託者は月1回程度、利用者の利用状況や様子、支援内容等を書面にて報告すること。なお、報告様式については任意様式とする。

### (2) 随時報告

受託者は、育児・養育環境の悪化などにより、他の支援の必要性が認められる場合や、報告が必要とされる事案が発生した場合に随時報告を行うこと。なお、報告様式については任意様式とする。

- 例
- ・事故やケガや災害が発生したとき
  - ・危険性を感じたケースやトラブルが発生したとき
  - ・利用者との間でトラブルが発生したとき
  - ・児童や家庭の状況に心配される事象があったとき

## 11 その他

本事業の実施に当たり、この仕様書に定めのない事項については、市と協議して、その内容を定めることとする。